

第16期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件



JINUSHI
ビジネス



日本商業開発株式会社

証券コード：3252

「JINUSHIビジネス」の安全性が認知され 過去最高益を達成することができました。

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、熊本地震で被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早く復興されんことを心よりお祈り申し上げます。

ここに第16期定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

さて当社は、独自の不動産投資手法「JINUSHIビジネス」を基本戦略に事業展開し、この安全性・長期安定収益性が認知され、当期は過去最高の業績を達成することができました。すなわち、売上高173億円、営業利益59億円、経常利益56億円、親会社株主に帰属する当期純利益36億円となり、過去最高の結果を上げることができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位のご支援によるものと厚く御礼申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成28年6月

代表取締役社長 松岡 哲也



証券コード 3252
平成28年6月10日

株 主 各 位

大阪市中央区今橋四丁目1番1号
日本商業開発株式会社
代表取締役社長 松 岡 哲 也

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
 2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ncd-jp.com>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

第16期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ①配当財産の種類
金銭といたします。
- ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき45円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は786,404,655円となります。
- ③剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつおか てつや 松岡 哲也 (昭和36年7月10日生)	昭和61年4月 兼松都市開発株式会社入社 平成12年4月 当社設立 代表取締役社長(現任)	6,421,900株
	[取締役候補者とした理由] 松岡哲也氏は、当社の創業者であり「JINUSHIビジネス」のモデルの創設者であります。迅速で的確なバランス感覚のある経営判断力により、当社を現在の位置まで導いてまいりました。今後も当社にとって不可欠のリーダーであると判断し指名いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	ながおか ゆきのり 永岡 幸憲 (昭和41年12月26日生)	平成元年4月 兼松都市開発株式会社入社 平成12年4月 株式会社グッテル入社 平成13年7月 当社入社 平成17年6月 当社取締役東京営業部長 平成17年10月 当社取締役東京営業本部長 平成19年7月 当社専務取締役東京支店長 平成24年1月 当社専務取締役東京営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 新日本商業開発株式会社代表取締役社長	409,000株
[取締役候補者とした理由] 永岡幸憲氏は、新しいものにチャレンジする営業手腕を見込まれ、平成17年6月に取締役に就任し、平成19年7月に専務取締役に就任いたしました。営業の中心として東京支店を一から立ち上げて、営業のマネジメントの中核人物であると判断し指名いたしました。			
3	にしら ひろふみ 西羅 弘文 (昭和49年8月17日生)	平成10年4月 兼松都市開発株式会社入社 平成12年10月 当社入社 平成17年6月 当社取締役開発営業部長 平成17年10月 当社取締役開発営業本部長 平成19年7月 当社常務取締役東京営業本部長 平成24年1月 当社常務取締役投資運用本部長(現任)	407,000株
[取締役候補者とした理由] 西羅弘文氏は、営業手腕とともにマネジメント能力を見込まれ、平成17年6月に取締役に就任し、平成19年7月に常務取締役に就任いたしました。「JINUSHIビジネス」を社会に広め、「JINUSHIファン」の組成、年金基金の運用資金の取り組みなどの著しい実績があり、今後も「JINUSHIビジネス」の拡大に貢献できる人物であると判断し指名いたしました。			
4	はらだ ひろし 原田 博至 (昭和41年11月24日生)	平成2年4月 兼松株式会社入社 平成11年11月 京セラ株式会社入社 平成12年9月 日本駐車場開発株式会社入社 平成15年8月 株式会社マーケットメイカーズ取締役 平成16年12月 当社入社 平成18年11月 当社取締役 平成19年7月 当社取締役大阪営業本部長 平成25年6月 当社常務取締役大阪営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社J代表取締役社長	274,800株
[取締役候補者とした理由] 原田博至氏は、関西地区の不動産市場を熟知、高い営業手腕を見込まれ、平成18年11月に取締役に就任し、平成25年6月に常務取締役に就任いたしました。関西地区のみならず広く不動産市場に精通していること及び人脈の広さを評価し「JINUSHIビジネス」の拡大に貢献できる人物と判断し指名いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	いりえ けんじ 入江賢治 (昭和45年3月28日生)	平成2年4月 兼松都市開発株式会社入社 平成12年10月 当社入社 平成17年6月 当社取締役財経・総務部長 平成17年10月 当社取締役管理本部長 平成20年7月 当社取締役財経・経理本部長(現任)	242,600株
[取締役候補者とした理由] 入江賢治氏は、経理の経験が豊富であり管理能力を期待され、平成17年6月に取締役に就任いたしました。財務・経理本部を統括するとともに、金融機関からの大型融資案件を成功させ、今後も財務・経理の中核として貢献できる人物であると判断し指名いたしました。			
6	にしおか たかし 西岡卓志 (昭和24年10月22日生)	昭和47年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成3年4月 小郡商事株式会社(現株式会社ファーストリテイリング) 入社 平成14年2月 株式会社フェイス入社 平成18年5月 当社入社管理本部総務チームリーダー 平成20年6月 当社取締役 平成20年7月 当社取締役総務・人事本部長(現任)	3,400株
[取締役候補者とした理由] 西岡卓志氏は、上場企業としての企業基盤を築くことができる能力を期待され、平成20年6月に取締役に就任いたしました。内部統制・法令遵守等、当社の内部管理を行う中核人物であると判断し指名いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	<p>まつだ よしなり 松田良成 (昭和53年10月12日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>平成14年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所</p> <p>平成21年 8月 漆間綜合法律事務所（現弁護士法人漆間綜合法律事務所）開業 代表社員（現職）</p> <p>平成25年 1月 株式会社ヘリオス取締役（現任）</p> <p>平成25年 6月 はるやま商事株式会社社外監査役</p> <p>平成26年 6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成27年 6月 はるやま商事株式会社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ヘリオス取締役 はるやま商事株式会社社外取締役</p>	一株
<p>[取締役候補者とした理由] 松田良成氏は、弁護士としての専門的な知識・経験や上場会社の取締役・監査役の経験等を当社の経営に活かすことができる人物であると判断し指名いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松田良成氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員
の候補者であります。
3. 松田良成氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただ
きたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役就任期
間は本総会終結の時をもって2年となります。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用は好調を保ちながらも、個人消費は息切れし始めており、設備投資も勢いがなく、景気のもたつきが目立っており、さらに日銀によるマイナス金利という異例の金融政策もまだ効果が見えず、先行きに不透明感が漂っております。ところで、海外では米国景気は拡大し雇用も改善しているものの、中国経済は需要低迷・供給過剰による景気減速が顕著になっており、これに原油安が重なり資源国経済の低迷が長引くものとみられております。

不動産及び不動産金融業界におきましては、マイナス金利政策導入により市場金利が大幅に低下した結果、銀行借入等による資金調達が低利で可能となり、投資マネーが不動産市場に向かっております。また、今後の賃料上昇や価格の上昇を見込んでJ-REIT市場も引き続き活況を呈しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、当連結会計年度において、引き続き「JINUSHIビジネス」を強力に推進し、都内屈指の優良案件である渋谷区神宮前5丁目プロジェクトの売却が実現でき業績向上に大いに貢献するとともに、従来の食品スーパー、ドラッグストア等の中小型案件の売却を積み重ねて過去最大の利益を実現いたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は17,378,474千円（前年同期比6.9%増）、経常利益は5,626,256千円（同88.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,605,646千円（同93.5%増）となりました。

なお、仕入につきまして、優良案件であれば商業施設の底地だけでなく、千葉県や静岡県にそれぞれ所在する工場の底地や兵庫県の短期大学、高等学校等の底地に広げており、「JINUSHIビジネス」の投資範囲を拡大しております。この結果、販売用不動産の保有額は過去最高の22,610,077千円となりました。

(事業部門別売上高)

事業部門	売上高(千円)	構成比(%)	前連結会計年度増減比(%)
不動産投資事業	17,071,948	98.2	8.7
サブリース・賃貸借・ ファンドフィー事業	302,970	1.7	3.5
企画・仲介事業	3,555	0.0	△98.6
合計	17,378,474	100.0	6.9

②設備投資の状況

当連結会計年度中におきまして、新東京支店移転のため建物並びに工具器具及び備品として92,670千円の設備投資を行いました。

③資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、優良案件の仕入を加速するために金融機関から借入金24,873,610千円を調達するとともに自己資金をもって新規販売用不動産を取得いたしました。

また、金融機関からの借入金14,932,462千円を計画どおり返済いたしました。

なお、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、従来のコミットメントライン契約400,000千円及び借入金枠設定契約20,000,000千円に加え、新たに金融機関2行との間でコミットメントライン契約4,000,000千円及び金融機関3行との間で借入金枠設定契約1,100,000千円をそれぞれ締結しております。これによりさらに一層の大口の不動産投資案件への対応のみならず、投資対象地域の範囲の拡大が可能になりました。この結果、当連結会計年度末における借入金総額は23,436,235千円となり、前期比9,941,147千円の増加となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (平成25年3月期)	第 14 期 (平成26年3月期)	第 15 期 (平成27年3月期)	第 16 期 (平成28年3月期)
売 上 高(千円)	6,572,586	10,828,795	16,252,341	17,378,474
経 常 利 益(千円)	462,230	973,302	2,987,232	5,626,256
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	317,920	666,706	1,863,804	3,605,646
1株当たり当期純利益(円)	23.86	48.05	125.91	209.09
総 資 産(千円)	6,705,844	20,489,188	24,104,169	38,690,561
純 資 産(千円)	1,518,832	2,232,272	8,510,620	11,700,670
1株当たり純資産額(円)	109.96	152.43	496.43	665.31

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 第16期(当連結会計年度)の状況につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、平成25年3月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行い、また、平成26年8月11日開催の取締役会決議に基づき、平成26年9月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (平成25年3月期)	第 14 期 (平成26年3月期)	第 15 期 (平成27年3月期)	第 16 期 (平成28年3月期)
売 上 高(千円)	6,572,586	8,346,177	12,731,829	5,585,580
経 常 利 益(千円)	470,245	682,246	2,249,501	△427,318
当 期 純 利 益(千円)	700,859	492,032	1,428,574	△342,123
1株当たり当期純利益(円)	52.59	35.46	96.51	△19.84
総 資 産(千円)	6,656,822	13,625,219	17,182,069	34,062,164
純 資 産(千円)	1,470,114	1,996,855	7,819,007	7,148,383
1株当たり純資産額(円)	110.32	140.47	460.69	407.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 当社は、平成25年3月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行い、また、平成26年8月11日開催の取締役会決議に基づき、平成26年9月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. △は損失を示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
新日本商業開発株式会社	80,000千円	65%	商業施設の開発及び運営
株式会社 J	110,000千円	100%	商業施設の開発及び運営

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社 2 社を含め、5 社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、円高や海外経済の減速により景気のもたつきが目立ってきており、経営環境の潮目が変わってきたようにも思われます。また、熊本地震により自動車部品などのサプライチェーンも傷ついており、景気への下押し要因として懸念材料が増加しております。海外においては、米国経済は引き続き世界経済をけん引して行くものとみられ、新興国の経済も徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、過剰の設備と在庫を抱える中国経済の減速が鮮明になり始めており、経済の先行きに不安が募っております。

不動産及び不動産金融業界におきましては、日銀がマイナス金利政策の導入を決定した後、市場金利が大幅に低下し、銀行借入等による低利で資金調達が可能になるなど、緩和による投資マネーが一段と不動産市場に向かうものとみられます。

このような経営環境のもと、当社グループの翌連結会計年度の方針といたしまして、引き続き当社グループの主力事業であります「JINUSHIビジネス」を中心に不動産投資事業において、優良案件である新規販売用不動産の仕入を積極的に行ってまいります。また、当連結会計年度においてニューリアルプロパティ株式会社を、議決権所有割合30.6%の株式を取得して持分法適用関連会社化いたしましたことにより、国内における不動産事業の連携を更に推し進め大きな含み益を得て、それとともに本格的な海外事業への足掛かりとする予定です。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、不動産投資事業、サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業及び企画・仲介事業を行っており、各事業は以下のとおりであります。

事業セグメント名	事業内容
不動産投資事業	当社のビジネスモデルであるJINUSHIビジネスの手法により、当社が開発した不動産投資商品をファンドや投資家等に売却する事業を行っております。
サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業	当社が土地所有者から土地を借り受けて土地の借り手であるテナントに転貸するサブリース事業、当社保有の物件をテナントに賃貸する賃貸借事業及びファンド等からの不動産の運営管理であるプロパティマネジメント等を受託するファンドフィー事業を行っております。
企画・仲介事業	当社独自のノウハウをコンサルティングで提供する企画事業及び不動産の売買を仲介する仲介事業を行っております。

(6) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

①当 社

本 社 大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング4階
東京支店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング18階
名古屋事務所 名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー40階

- (注) 1. 東京支店は、平成28年2月1日付をもって、東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル5階から上記住所地向移転いたしました。
2. 名古屋事務所は、平成28年4月18日付をもって、上記住所地向移転してあります。

②子会社

新日本商業開発株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング18階
株式会社 J 大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング4階

- (注) 新日本商業開発株式会社は、平成28年2月1日付をもって、東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル5階から上記住所地向移転いたしました。

(7) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	5名増	44.6歳	5.8年

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社関西アーバン銀行	6,301,620千円
株式会社静岡銀行	3,730,000
株式会社三井住友銀行	2,899,476
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,310,444
永和信用金庫	2,109,820
北おおさか信用金庫	1,613,160
株式会社紀陽銀行	1,207,000
株式会社滋賀銀行	1,000,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 48,000,000株
- ②発行済株式の総数 17,475,800株（自己株式 141株を含む）
- ③株 主 数 10,079名
- ④大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 岡 哲 也	6,421,900株	36.74%
永 岡 幸 憲	409,000	2.34
西 羅 弘 文	407,000	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	300,600	1.72
株 式 会 社 S B I 証 券	276,700	1.58
原 田 博 至	274,800	1.57
丸 井 啓 彰	262,800	1.50
入 江 賢 治	242,600	1.38
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	205,600	1.17
堀 井 敏 雄	205,200	1.17

（注）持株比率は、自己株式（141株）を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 岡 哲 也	
専務取締役	永 岡 幸 憲	東京営業本部長 新日本商業開発株式会社 代表取締役社長
常務取締役	西 羅 弘 文	投資運用本部長
常務取締役	原 田 博 至	大阪営業本部長 株式会社J 代表取締役社長
取締役	入 江 賢 治	財務・経理本部長
取締役	西 岡 卓 志	総務・人事本部長
取締役	松 田 良 成	弁護士、株式会社ヘリオス 取締役 はるやま商事株式会社 社外取締役
常勤監査役	尾 崎 一 義	
監査役	清 水 章	公認会計士・税理士、株式会社フェイス 社外監査役
監査役	谷 口 嘉 広	株式会社アラミス 監査役

- (注) 1. 取締役松田良成氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役尾崎一義氏、清水 章氏及び谷口嘉広氏は、いずれも社外監査役であります。
 3. 監査役清水 章氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役松田良成氏並びに監査役尾崎一義氏、清水 章氏及び谷口嘉広氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	380,877千円 (4,356)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	40,062 (40,062)
合 計	10	420,939

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額800,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

③社外役員に関する事項

i. 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	松 田 良 成	当事業年度開催の取締役会26回のうち19回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	尾 崎 一 義	当事業年度開催の取締役会26回すべてに出席し、常勤監査役として日頃より当社営業部門及び管理部門の現場を視察し、業務実態を把握したうえで改善を要請する立場から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会16回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	清 水 章	当事業年度開催の取締役会26回のうち25回出席し、公認会計士及び税理士として専門的な見地から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会16回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	谷 口 嘉 広	当事業年度開催の取締役会26回のうち22回出席し、大手相場企業の常勤監査役として培った豊富な経験と見識のもと、議案・審議等について当社のコンプライアンス体制の構築・維持について率直な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会16回のうち15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 ひびき監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,550千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,550千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の体制及び方針

【1】職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基幹であり、その整備・運用が取締役の重要な責務であると考えております。また、内部統制システムの整備・運用が、企業の競争力を高め、企業不祥事を回避し、株主をはじめとするステークホルダーにとって企業価値を高めるものであると考えております。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ii. コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を取締役に報告する。
- iii. 社内において重大な法令違反その他のコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事実を発見した場合に、匿名で通報できる体制を整えることとする。
- iv. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 総務・人事担当取締役は、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに適切に保存し、かつ管理するものとする。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 決裁申請書
 - ・ その他経営上重要な文書
- ii. 総務・人事担当取締役は、前記 i. に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理するものとする。
- iii. 総務・人事担当取締役は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程に基づいて文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 各本部の担当役員は、自己の担当領域において、リスクマネジメント管理体制を構築する権限と責任を有する。
 - ii. 社内会議等において、各構成員は自己の担当領域において予見されるリスクがある場合は、必ず報告するものとする。
 - iii. 社内会議等において、報告された経営上重要なリスクについては、取締役会へ報告するものとする。
 - iv. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
 - v. 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じる。
- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 定款、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
 - ii. 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - a. 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - b. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき每期、各本部ごとの業績目標と予算を設定する。
 - c. 各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - d. 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会及び各取締役に報告する。
 - e. 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - f. e. の議論を踏まえ、各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- 関係会社運営規程その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。

- ⑥その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - ii. 重要な子会社に対しては、取締役又は監査役を派遣し、業務の適正性を確保する。
 - iii. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において当該使用人に関する事項
- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人、という。）を置くことを求めた場合は、取締役会が、必要な人選を行い、監査役の同意を得るものとする。
 - ii. 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとする。
- ⑧補助使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 補助使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとする。
 - ii. 当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、その意見を尊重してこれを行うものとする。
- ⑨当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を直ちに報告しなければならない。
 - ii. 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による当社の監査役への報告に関する体制

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役会又は監査役に対して報告することを徹底する。また、当社は、当社各本部長が定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の状況を報告する体制を整備する。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する体制を整備する。

⑪監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。また、内部通報規程においては、内部通報をしたことを理由として、内部通報者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨明記する。

⑫その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 代表取締役社長は、監査役からの要請に応じて監査役会と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見交換し、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- ii. 取締役は、監査役が取締役会、その他重要な会議に出席し、意見を述べた場合には、これを真摯に聞き監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- iii. 取締役又は使用人は、月次の業績及び財務の状況等に関して、定期的に監査役に報告し、議事録、決裁申請書その他業務の執行に関する重要な文書等については、常勤監査役への回付及び閲覧を要するものとし、監査役からの要請があるときは、十分説明するものとする。
- iv. 内部監査人は、監査役及び会計監査人と常に密接な連携を取りながら監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- v. 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。

- vi. 監査役は、内部監査人から内部監査の報告を受けるほか、適宜、会合をもち情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。
- vii. 監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、当社の費用において弁護士、公認会計士、専門機関等の外部の専門家に調査を委託し、又は意見を求めることができるものとする。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に規定する有効かつ適切な内部統制報告書の提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築する。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

⑭監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した場合は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

⑮反社会的勢力を排除するための体制

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断して毅然とした態度で臨む。

ii. 反社会的勢力排除体制の整備

- a. 反社会的勢力及び団体への対処要領で反社会的勢力と対決姿勢を行動指針として示し、その周知徹底を図る。
- b. 本社総務・人事本部を統括部署として反社会的勢力による不当要求に対し断固として拒絶の意思を示す。
- c. 警察や暴力追放推進センターが主催する連絡会へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理・蓄積を図りつつそれら専門機関との連携体制を確保する。

【2】職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適正な運用に努めておりますが、特に当事業年度において重点的に実施した内部統制上重要な取り組みは以下のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部通報に関する勉強会を通じ、内部通報の趣旨及び内部通報を行ったことにより不利な取扱いを受けない旨を全社的に（役員を含む全社員を対象に）徹底しております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、文書管理規程に基づき、業務文書について関連資料とともに適正に保管し、かつ管理しております。特に重要文書については部門ごとに指定された文書保存用キャビネットを使用するとともに、電子キーシステムによりキャビネットを施錠し、開錠時は専用のICカードを使用しないとキャビネットが開かない仕様になっており、ICカードも個人別に厳格に使用状況を管理しております。さらに、当事業年度より、専門倉庫会社（東証一部上場企業）と業務委託契約を締結し、所定のルールに則って、書類の保管（入出庫を含む。）を委託するとともに、不要文書の廃棄（マニフェストにより廃棄の事実を証明）も同様に委託することで、情報の適正な保存及び管理を行っております。

③当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

平成19年6月に導入した会計システムを当事業年度において最新バージョンに更新し、月次でより迅速に管理会計をデータ化し、取締役会及び各取締役に報告しております。

④反社会的勢力を排除するための体制

当事業年度におきましても、引き続き、反社会的勢力を排除するための勉強会を全社的に（役員を含む全社員を対象に）実施し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、不当要求に対し断固として拒絶の意思を示すという基本的な考え方を徹底しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	35,439,106	流動負債	6,169,747
現金及び預金	12,062,588	営業未払金	49,446
営業未収入金	4,799	短期借入金	426,000
販売用不動産	22,610,077	1年内返済予定の長期借入金	2,539,653
前渡金	377,573	未払金	81,257
前払費用	159,513	未払費用	6,672
繰延税金資産	193,072	リース債務	13,575
その他	31,481	未払法人税等	2,043,747
固定資産	3,251,454	未払消費税等	1,724
有形固定資産	135,297	預り金	25,156
建物	83,604	前受収益	79,825
工具、器具及び備品	21,032	1年内返還予定の預り保証金	892,687
土地	3,758	その他	10,000
リース資産	26,903	固定負債	20,820,143
無形固定資産	7,737	長期借入金	20,470,581
商標権	880	長期預り敷金保証金	178,555
その他	6,857	リース債務	15,061
投資その他の資産	3,108,419	繰延税金負債	155,945
投資有価証券	2,669,789	負債合計	26,989,890
出資	5,161	純資産の部	
敷金及び保証金	248,087	株主資本	11,697,976
長期前払費用	116,360	資本金	2,619,000
その他	69,320	資本剰余金	2,597,445
貸倒引当金	△300	利益剰余金	6,481,610
		自己株式	△79
		その他の包括利益累計額	△71,319
		その他有価証券評価差額金	△32,280
		為替換算調整勘定	△39,038
		新株予約権	18,720
		非支配株主持分	55,293
		純資産合計	11,700,670
資産合計	38,690,561	負債・純資産合計	38,690,561

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,378,474
売上原価	9,951,153
売上総利益	7,427,320
販売費及び一般管理費	1,471,778
営業利益	5,955,542
営業外収益	
受取利息	244
受取配当金	381
有価証券利息	6,599
持分法による投資利益	154,366
その他の	622
	162,214
営業外費用	
支払利息	293,011
資金調達費用	183,487
その他の	15,001
	491,500
経常利益	5,626,256
特別損失	
固定資産除却損	5,369
事務所移転費用	29,433
	34,803
税金等調整前当期純利益	5,591,452
法人税、住民税及び事業税	2,094,882
法人税等調整額	△105,927
	1,988,954
当期純利益	3,602,497
非支配株主に帰属する当期純損失	△3,149
親会社株主に帰属する当期純利益	3,605,646

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,524,080	2,502,525	3,383,907	△79	8,410,432
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	94,920	94,920			189,840
剰 余 金 の 配 当			△507,943		△507,943
親会社株主に帰属する当期純利益			3,605,646		3,605,646
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	94,920	94,920	3,097,703	-	3,287,543
当 期 末 残 高	2,619,000	2,597,445	6,481,610	△79	11,697,976

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△5,154	-	△5,154	18,900	86,442	8,510,620
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						189,840
剰 余 金 の 配 当						△507,943
親会社株主に帰属する当期純利益						3,605,646
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△27,125	△39,038	△66,164	△180	△31,149	△97,493
当 期 変 動 額 合 計	△27,125	△39,038	△66,164	△180	△31,149	3,190,049
当 期 末 残 高	△32,280	△39,038	△71,319	18,720	55,293	11,700,670

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 5社
- ②連結子会社の名称 新日本商業開発株式会社
株式会社J
合同会社市ヶ谷インベストメント
丸の内土地開発合同会社
神宮前キャピタル合同会社

当連結会計年度より、合同会社市ヶ谷インベストメント、丸の内土地開発合同会社、神宮前キャピタル合同会社の出資持分を100%取得し、新たに連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用関連会社の数 1社
- ②持分法適用関連会社の名称 ニューリアルプロパティ株式会社

当連結会計年度より、上記合同会社3社を連結することに伴い、ニューリアルプロパティ株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
合同会社市ヶ谷インベストメント	5月31日 *

*：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

i. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ii. たな卸資産
販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

i. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法（ただし、建物（附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～18年
工具、器具及び備品		5～20年

ii. 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

iii. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

iv. 長期前払費用 均等償却を採用しております。

なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

i. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

ii. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

3. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

(1) 会計方針の変更の内容及び理由(会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

(3) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	22,561,268千円
--------	--------------

②担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	2,399,973千円
長期借入金	20,176,561千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 69,293千円

(3) コミットメントライン等

当社グループは、資金調達の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関3行と相対型コミットメントラインの契約及び金融機関6行と借入枠設定契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント及び貸出枠に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

①コミットメントライン契約

貸出コミットメントの総額	4,400,000千円
借入実行残高	1,050,000千円
差引額	3,350,000千円

②借入枠設定契約	
貸出枠の総額	21,100,000千円
借入実行残高	3,741,133千円
差引額	17,358,867千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,475,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成27年6月25日開催の第15期定時株主総会決議による配当に関する事項
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
507,943千円	30円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月28日開催の第16期定時株主総会決議による配当に関する事項
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
786,404千円	利益剰余金	45円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	平成25年11月11日取締役会決議
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	135,000株
新株予約権の残高	450個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期、長期ともに安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入によることを基本方針としております。

なお、現在のところ一時的な資金は借入金の返済を優先しており、デリバティブ取引による投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されています。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

賃借物件等において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されていますが、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されていますが、各部署からの報告に基づき担当部署が月次で資金繰計画を作成することにより流動性リスクを管理しております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されていますが、定期的に発行企業の財務状況等を把握しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	12,062,588千円	12,062,588千円	－千円
②営業未収入金	4,799	4,799	－
③投資有価証券 その他有価証券	287,863	287,863	－
資産計	12,355,250	12,355,250	－
①営業未払金	49,446	49,446	－
②短期借入金	426,000	426,000	－
③1年内返済予定の長期借入金	2,539,653	2,539,653	－
④リース債務（*）	28,637	28,656	19
⑤未払法人税等	2,043,747	2,043,747	－
⑥長期借入金	20,470,581	20,465,125	△5,456
負債計	25,558,065	25,552,629	△5,436

（*）リース債務は、リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計金額であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

①営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金のうち、固定金利によるものは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

④リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
①関連会社株式（非上場株式）（*1）	2,350,926千円
②その他の非上場株式（*1）	31,000
③敷金及び保証金（*2）	248,087
④1年内返還予定の預り保証金（*3）	892,687
⑤長期預り敷金保証金（*3）	178,555

（*1）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ③投資有価証券」には含めておりません。

（*2）賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（*3）賃貸物件における賃借人から預託されている1年内返還予定の預り保証金及び長期預り敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 665円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 209円09銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,841,301	流 動 負 債	6,639,583
現金及び預金	7,911,404	営業未払金	49,446
営業未収入金	4,799	短期借入金	426,000
販売用不動産	22,239,248	関係会社短期借入金	2,500,000
前渡金	377,573	1年内返済予定の長期借入金	2,539,653
前払費用	158,894	リース債務	13,575
繰延税金資産	189,502	未払金	81,122
関係会社短期貸付金	1,739,000	未払費用	20,542
その他	220,878	未払法人税等	14,170
固 定 資 産	1,220,862	未払消費税等	1,724
有 形 固 定 資 産	135,297	預り金	25,134
建物	83,604	前受収益	78,725
工具、器具及び備品	21,032	1年内返還予定の預り保証金	879,487
土地	3,758	その他	10,000
リース資産	26,903	固 定 負 債	20,274,198
無 形 固 定 資 産	7,737	長期借入金	20,080,581
商標	880	長期預り敷金保証金	178,555
ソフトウェア	6,857	リース債務	15,061
その他	0	負 債 合 計	26,913,781
投 資 其 他 の 資 産	1,077,827	純 資 産 の 部	
投資有価証券	318,863	株 主 資 本	7,145,035
関係会社株式	124,000	資本金	2,619,000
出資	5,161	資本剰余金	2,597,445
関係会社出資金	219,429	資本準備金	2,597,445
敷金及び保証金	228,087	利 益 剰 余 金	1,928,669
長期前払費用	113,265	その他利益剰余金	1,928,669
繰延税金資産	6,861	繰越利益剰余金	1,928,669
その他	62,459	自 己 株 式	△79
貸倒引当金	△300	評価・換算差額等	△15,372
		その他有価証券評価差額金	△15,372
		新 株 予 約 権	18,720
資 産 合 計	34,062,164	純 資 産 合 計	7,148,383
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,062,164

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,585,580
売上原価	4,250,165
売上総利益	1,335,414
販売費及び一般管理費	1,398,349
営業損失	62,935
営業外収益	
受取利息	11,270
受取配当金	52,381
有価証券利息	6,599
受取手数料	2,400
その他	598
営業外費用	
支払利息	274,068
資金調達費用	162,660
その他	904
経常損失	427,318
特別損失	
固定資産除却損	5,369
事務所移転費用	29,433
税引前当期純損失	462,121
法人税、住民税及び事業税	5,821
法人税等調整額	△125,819
当期純損失	342,123

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	2,524,080	2,502,525	2,502,525	2,778,736	2,778,736	△79	7,805,262
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	94,920	94,920	94,920				189,840
剰 余 金 の 配 当				△507,943	△507,943		△507,943
当 期 純 損 失				△342,123	△342,123		△342,123
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	94,920	94,920	94,920	△850,066	△850,066	-	△660,226
当 期 末 残 高	2,619,000	2,597,445	2,597,445	1,928,669	1,928,669	△79	7,145,035

残高及び変動事由	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△5,154	△5,154	18,900	7,819,007
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				189,840
剰 余 金 の 配 当				△507,943
当 期 純 損 失				△342,123
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△10,217	△10,217	△180	△10,397
当 期 変 動 額 合 計	△10,217	△10,217	△180	△670,624
当 期 末 残 高	△15,372	△15,372	18,720	7,148,383

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券
時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③たな卸資産
販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～18年
工具、器具及び備品		5～20年

②無形固定資産
（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

②繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

3. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

(1) 会計方針の変更の内容及び理由(会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

(3) 計算書類の主な項目に対する影響額

これによる計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産 22,190,439千円

②担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金 2,399,973千円

長期借入金 19,786,561千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

69,293千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	196,348千円
短期金銭債務	13,869千円

(4) コミットメントライン等

当社は、資金調達の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関3行と相対型コミットメントラインの契約及び金融機関6行と借入枠設定契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメント及び貸出枠に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

①コミットメントライン契約

貸出コミットメントの総額	4,400,000千円
借入実行残高	1,050,000千円
差引額	3,350,000千円

②借入枠設定契約

貸出枠の総額	21,100,000千円
借入実行残高	3,741,133千円
差引額	17,358,867千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高（収入分）	65,426千円
営業取引以外の取引による取引高（支出分）	13,869千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	141株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
借地権否認額	18,647千円
ゴルフ会員権評価損	3,956千円
繰越欠損金	104,048千円
未払事業税	2,888千円
その他	91,074千円
繰延税金資産小計	220,614千円
評価性引当額	△22,897千円
繰延税金資産合計	197,716千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,353千円
繰延税金負債合計	△1,353千円
繰延税金資産の純額	196,363千円

(2) 法人税等の税率の変更

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は13,833千円、その他有価証券評価差額金が297千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が13,535千円増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 50,206千円

1年超 12,551千円

合計 62,758千円

オペレーティング・リース取引(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 52,655千円

1年超 13,163千円

合計 65,819千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 J	(所有) 直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	2,500,000	関係会社 短期借入金	2,500,000
				利息の支払 (注1)	13,869	未払費用	13,869
子会社	合同会社市ヶ谷 インベストメン ト	(所有) 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	1,058,992	関係会社 短期貸付金	1,058,992
				利息の受取 (注2)	6,720	未収収益	136,388

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 借入については、市場金利等を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- 貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	松岡哲也	(被所有) 直接 36.7	当社代表 取締役社長	新株予約権 (ストック オプション) の行使 (注2)	21,000	—	—
役員及び その近親 者	原田博至	(被所有) 直接 1.5	当社常務取 締役	新株予約権 (ストック オプション) の行使 (注2)	29,400	—	—
役員及び その近親 者	西岡卓志	(被所有) 直接 0.0	当社取締役	新株予約権 (ストック オプション) の行使 (注2)	17,850	—	—
役員及び その近親 者	尾崎一義	—	当社常勤監 査役	新株予約権 (ストック オプション) の行使 (注2) (注3)	15,150	—	—

- (注) 1. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 新株予約権行使は、平成25年11月11日開催の取締役会において発行決議された新株予約権の行使によるものです。
 - 新株予約権行使は、平成18年2月28日開催の臨時株主総会において発行決議された新株予約権の行使によるものです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	407円98銭
(2) 1株当たり当期純損失	19円84銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

日本商業開発株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 池 尻 省 三 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 直 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本商業開発株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本商業開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

日本商業開発株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 池 尻 省 三 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 直 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本商業開発株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び子会社の監査役を兼務しております常勤監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

日本商業開発株式会社 監査役会
常勤監査役(社外) 尾 崎 一 義 ㊟
監査役(社外) 清 水 章 ㊟
監査役(社外) 谷 口 嘉 広 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内略図

開催場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号

**ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・
ボールルーム**

TEL. 06-6343-7000 (代表)

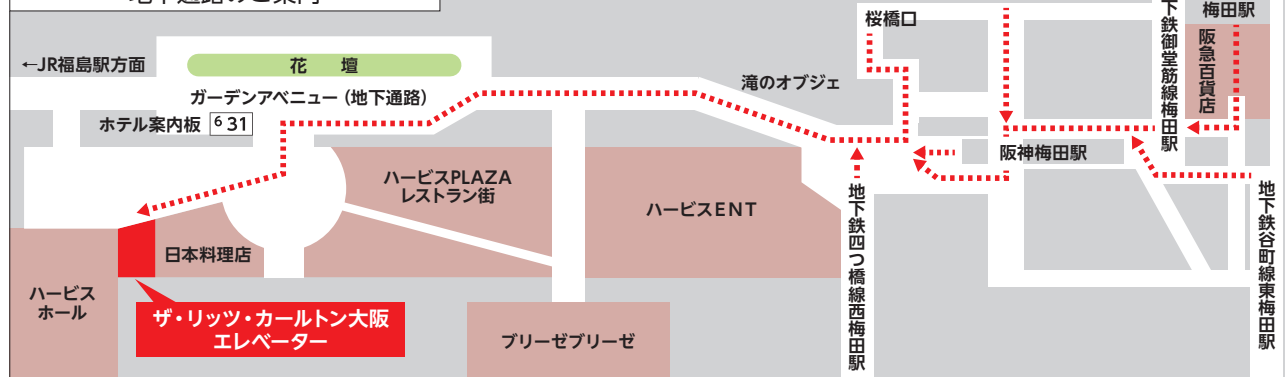
最寄り駅のご案内

- ◆ JR **「大阪駅」** 桜橋口より徒歩約7分
「北新地駅」 西改札口より徒歩約7分
- ◆ 阪神 **「梅田駅」** 西出口より徒歩約5分
- ◆ 阪急 **「梅田駅」** 中央改札口より徒歩約15分
- ◆ 地下鉄
 - 四つ橋線 **「西梅田駅」** 北改札口より徒歩約5分
 - 御堂筋線 **「梅田駅」** 南改札口より徒歩約10分
 - 谷町線 **「東梅田駅」** 北西改札口より徒歩約12分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください。



地下通路のご案内



ガーデンアベニュー(地下通路)をご利用の方は、JR大阪駅桜橋口方面から、地下鉄西梅田駅を過ぎてさらに西進しますと、通路左手にホテル案内板[631]がありますので、案内に沿ってお越しください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

